

# 令和6年度あおり人財確保推進事業運営業務 企画提案仕様書

## 1 業務の目的

県内における求人事業所と求職者を一体的に支援し、県内事業所における人材確保と雇用の安定を図ることを目的に設置された「あおり人財確保推進センター」に「人財確保推進コーディネーター」を配置し、採用方法をはじめ、就労条件や雇用環境の改善、定着管理など県内事業所の人材確保に関する相談に応じるとともに、必要に応じて企業訪問等による課題の抽出や指導・助言及び、県の人材確保等に関する専門家派遣制度をはじめ関係機関等の各種支援施策の紹介等を実施し、県内事業所の人材確保力の向上を図る。

## 2 業務の実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 実施場所

あおり人財確保推進センター

青森県青森市安方1丁目1-40 青森県観光物産館アスパム7階

## 4 業務実施日及び時間

次のア～オに掲げる日を除き、いずれも午前8時30分から午後5時15分までとする。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

エ アスパム休館日（1年のうち連続する3日間程度）

オ その他県が必要と認める日

## 5 業務内容

### (1) 相談窓口の設置

ア 来所、電話、Zoom（ズーム）等を活用したオンライン等により、採用など人材確保に関する相談を随時受付する（相談受付票を作成すること）。

イ 必要に応じて企業訪問等により課題抽出や助言を行うとともに、県が実施する人材確保等に関する専門家派遣制度や関係機関等の各種支援施策の活用を促す（相談記録票を作成すること）。

ウ なお、企業や関係機関等への訪問は月4回程度とし、県の人材確保に関する専門家派遣制度の紹介は20社程度とする。

### (2) 相談対応ツールの整備

ア 相談対応マニュアル

専門性の高い相談対応や相談内容に応じた支援機関の紹介等ができるよう、相談対応マニュアルを整備する（支援機関や支援施策の一覧などを含む）。

イ 専門家リスト

県が実施する人材確保等に関する専門家派遣制度を県内事業所が円滑に活用できるよう、専門家のリストを整備する（氏名、住所、資格、専門分野、謝金等）。

- (3) 事業の周知（広報・情報発信）  
本事業をPRするチラシやホームページを作成するとともに、商工団体や支援機関等関係機関と連携し、県内事業所に効果的に事業を周知する。
- (4) 人財確保推進施策ガイドの作成  
県の人材確保等に関する専門家派遣制度をはじめ関係機関等の人材確保に資する各種支援施策の紹介及び支援事例等を掲載したガイドブックを作成し、県内事業所等に配付する。

## 6 実施体制

- (1) 人財確保推進コーディネーター（1名）の配置
- (2) 県内事業所の採用方法など人材確保に関するさまざまな相談に応じ、課題抽出や助言のできるスキルやノウハウ、資格等を有するコーディネーターを、本業務の責任者として配置する。
- (3) その他のスタッフの配置
- (4) コーディネーターが出張等で不在等の日は、電話相談等に対応できる代わりのスタッフを配置する。

## 7 業務報告等

- (1) 勤務予定表を毎月作成し、県に報告すること。
- (2) 相談対応状況は、業種や企業規模、相談内容毎に毎月とりまとめ、翌月10日までに県に報告すること。
- (3) 相談対応マニュアル及び専門家リストは、整備後、県に提出するとともに、随時、更新すること。
- (4) 本事業をPRするチラシやホームページを作成・更新する場合は、その内容を県に協議すること。
- (5) 業務の実施に当たって、苦情等が発生した場合は、クレーム処理簿を作成し、速やかに県に報告すること。なお、重要案件については、対応について県に協議すること。
- (6) 業務が完了した時は、県が別途指定する業務完了報告書を提出すること。

## 8 業務実施に係る留意事項

- (1) 業務で提供するサービスは無料で行うこととし、受益者から金銭を徴収しないものであること。
- (2) 受注者は、委託業務を通じて取得した個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 受注者は、別記「暴力団排除に係る特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 本業務の全部又は一部を第三者に委託することは原則として認めない。ただし、一部について、あらかじめ書面により知事の承諾を得たときは、この限りではない。
- (5) 本業務により製作された資料等に係る著作権、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了したときに受注者から県に移転するものとする。
- (6) 受注者は、事業の実施状況について適宜県に報告すること。
- (7) 国及び県の事業展開により、新たな業務が加わることがある。

- (8) 計画通りの実施が困難となった場合、その代替案等について、青森県商工労働部労政・能力開発課と協議の上、決定するものとする。
- (9) その他、定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議し決定するものとする。

## 9 対象経費

- (1) 人件費及び旅費
- (2) チラシやホームページなど事業の周知に必要な経費
- (3) 人財確保推進施策ガイドの作成・配布に必要な経費

※ただし、下記の経費は含まない。

飲食代、その他事業と関連性が認められない経費

※なお、業務において使用する机や椅子、パソコン（インターネットを含む）やプリンター、コピー機、電話やFAX等は県が準備し、これに係る経費及び消耗品費や通信運搬費、施設使用料や光熱水費は県が負担する。

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、受注者（又は委託者の）〇〇事務所内〇〇室において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後において

ても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

- 2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

（実地調査の受入れ）

第11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

（事故発生時における報告）

第12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(別記)

## 暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあつては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあつては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。
- (7) その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者との契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があつた場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。